

## 平成20年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

平成21年7月14日  
国立大学法人東京医科歯科大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成20年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

### 1. 平成20年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の本格的な実施のため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき設置された「地球環境対策担当者連絡会」を活用し、具体的な運用を定めるための検討を行った。

### 2. その他の環境配慮契約に係る事項

- E S C O事業については、簡易E S C O診断結果に基づき、E S C O事業の導入を検討した。
- 建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務については、文部科学省の方針を踏まえ、環境配慮型プロポーザル方式の採用を検討した。
- 物品やサービスの購入にあたっては、グリーン購入法に基づく環境物品などの調達を適切に実施した。